⑼　業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第14項に規定する暗号資産をいう。）、暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（第30条の18第２号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

［①～⑧　略］

２　［略］

別紙様式第10号の２（第42条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商　号
主たる支店の所在地
日本における代表者の氏名

（記載上の注意）

［略］

１　業　務　の　状　況

［⑴～⑺　略］

⑻　業務の状況

①　各種信託の残高

［表略］

区　分	有価証券の信託		電子決済手段の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元　本														
売渡手形等														

⑼　業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第５項に規定する暗号資産をいう。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第１項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

［①～⑧　同左］

２　［同左］

別紙様式第10号の２（第42条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商　号
主たる支店の所在地
日本における代表者の氏名

（記載上の注意）

［同左］

１　業　務　の　状　況

［⑴～⑺　同左］

⑻　業務の状況

①　各種信託の残高

［同左］

区　分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元　本												
売渡手形等												